

瀬戸市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第17号

瀬戸市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則  
瀬戸市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年瀬戸市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員長) 第3条 <省略> <u>2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>3 委員長は、これを再任することができる。</u>	(委員長) 第3条 <省略>
(委員会の会議及び議事等) 第9条 <省略> <u>2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。</u> <u>3 前項の場合において、委員に対し、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く</u>	(委員会の会議及び議事等) 第9条 <省略> <u>2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員に対し、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意</u>

<p>日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い（審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。）をそれぞれ通知するものとする。</p>	<p>見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。</p>
<p>4 &lt;省略&gt;</p>	<p>3 &lt;省略&gt;</p>
<p>5 &lt;省略&gt;</p>	<p>4 &lt;省略&gt;</p>
<p>6 &lt;省略&gt;</p>	<p>5 &lt;省略&gt;</p>
<p>(運営上の留意事項)</p>	
<p>第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。</p>	
<p>(庶務)</p>	
<p>第13条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第12条 &lt;省略&gt;</p>
<p>(雑則)</p>	
<p>第14条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第13条 &lt;省略&gt;</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、この規則による改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して1年を超えない範囲において消防長の定める日までの期間とする。